

■養成所ニュースプラス第30号2025■

スポーツの秋です。明日からデフリンピックが始まります。世界各国から参加するアスリートと観客・サポーターとのコミュニケーションにも注目してみましょう。

知的障害のある人のスポーツ参加の場としてスペシャルオリンピックスがありますが、世界大会・全国大会だけでなく、各都道府県で年間を通じての活動が行われています。参加が可能であれば、活用したい資源です。

Plus Quizは「障害者福祉」から「障害者総合支援法」に関する事例問題です。選ばなかった選択肢の対象者やサービス内容もあわせて確認しましょう。

■Plus Quiz・・・・

【32回問題58】事例を読んで、Gさんが利用できる「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスとして、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

Gさん（22歳、男性）は20歳の時に脊髄損傷を患い、現在、電動車いすを使用しながら親元で暮らしている。これまで家族から介護を受けて生活をしてきたが、親元を離れ、日中は創作活動などを行いながら自立生活をしていきたいと希望している。一般就労はしておらず、障害支援区分は5で、電動車いすを使って移動が可能だが、手足に麻痺（まひ）がある。「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも見守りや部分的又は全面的な支援を必要としている。

1. 重度訪問介護
2. 行動援護
3. 生活介護
4. 同行援護
5. 就労定着支援

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・

・(36期生)修了に関する書類は、10月31日（金）にレターパックライトにて発送しています。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(37期生)教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

支給申請書類一式は、11月4日（火）に普通郵便にて発送しています。届きましたら内容を確認し、11月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第38回国家試験は、令和8年2月1日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1613289&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1613290&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」を web にて公開しています。

また、新たに保護観察官による「更生保護出張講座」を公開しました。

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせは、養成所ニュースプラス第 6 号配信時に PDF データを添付しておりますので、確認のうえぜひ受講してください。

URL はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1613291&c=3246&d=99c7>

■Plus Info · · · ·

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1613292&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第 38 期生の出願を受け付けております。

現在、1 期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1613293&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1613294&c=3246&d=99c7>

■Back Number · · · ·

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1613295&c=3246&d=99c7>

■Plus Column · · · ·

年末まで休載します。

【Plus Quiz · · · · 正答と解説】

「障害者福祉」の大項目「障害者に対する法制度」には 11 の法律が中項目として示され、毎年複数の出題があります。中でも、「障害者総合支援法」「障害者雇用促進法」は頻出です。前者では、その年により、サービス内容や支給決定の流れ、自治体の役割等が問われてきました。

今回の問題のように、事例から適当なサービスを選ぶ問題も多く出題されています。紛らわしいサービス名は、これを機会に確認しましょう。例えば、居宅介護と重度訪問介護、生活介護と療養介護、就労継続支援 A 型と B 型、同行援護と行動援護、一般相談支援と特定相談支援等が挙げられます。サービスではありませんが、前回の Plus Quiz の問題にあつた「障害者総合支援法」を根拠とする「障害者福祉計画」と障害者基本法に定められる「障害福祉計画」の違いも理解しておきましょう。

出題基準の中には、他の科目と重なる項目もあり、横断的に学ぶと効果的です。37 回国家試験では、中項目「障害者福祉の理念」におけるノーマライゼーションが「医学概論」と「ソーシャルワークの基盤と専門職」で出題され、「精神保健福祉法」における入院形態が「障害者福祉」と「医学概論」で、「障害者差別解消法」が「障害者福祉」と「権利擁護を支える法制度」で出題されました。

連携・協働の中心として、役割を期待される社会福祉士です。中項目「関連する専門職等の役割」では、事例と絡めての問題が出題されています。この 3 年でも相談支援専門員や児童発達支援管理責任者、居宅介護従業者、大学の学生支援センターの相談員の対応について問われています。

1. ○自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動の支援、入院時の支援などを総合的に行い、8 時間を超える利用も可能です。利用が可能なのは、障害支援区分 4 以上に該当し、二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定

調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている人、または、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人となっています。事例のGさんに該当します。2014（平成26）年4月以降、身体障害者以外にも利用が認められ、様々な障害者に一人暮らしの可能性が広がっています。

2. ×行動援護は、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。利用が可能なのは、障害支援区分3以上の知的障害児・者または精神障害児・者で、障害支援区分認定調査項目で行動関連調査項目の合計点数が10点以上である人です。事例のGさんには該当しません。

3. ○主に日中に通所事業所や障害者支援施設等で入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。利用が可能なのは、原則として障害支援区分3以上の人です。事例のGさんの希望とも一致し、利用要件にも該当します。障害者総合支援法で最も利用者数が多いサービスです。

4. ×同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

5. ×就労定着支援は、一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するため、企業や労働分野の関係機関との連絡調整を行い、雇用に関する相談や指導、助言等を行います。利用が可能なのは、生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労した障害者等で、就労定着に向けた支援が必要な人です。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-19 KDX浜松町ビル6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus